

## 石巻市復興整備協議会特別会議 議事録

日 時	今回（第13回）	平成25年8月 8日（木） 13:30～14:30
	前回（第12回）	平成25年6月13日（木） 14:50～15:40
場 所	宮城県庁9階 第一会議室	
復興整備事業	<p>市街地開発事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・石巻市中央一丁目地区被災市街地復興土地区画整理事業</li> </ul> <p>集団移転促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・寄磯浜地区防災集団移転促進事業（変更）</li> <li>・大谷川浜地区防災集団移転促進事業（変更）</li> <li>・小島地区防災集団移転促進事業（変更）</li> <li>・唐桑地区防災集団移転促進事業（変更）</li> <li>・桃浦地区防災集団移転促進事業（変更）</li> </ul> <p>都市施設の整備に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大街道石巻港線都市計画道路事業</li> <li>・門脇稲井線都市計画道路事業</li> </ul>	
出席者	石巻市	復興政策部次長 堀内 賢市 〃 復興政策課長 岡 道夫 復興事業部基盤整備課長 近江 恵一 〃 区画整理第二課長 木村 茂徳 〃 集団移転対策第一課技術課長補佐 大壁 勇彦 産 業 部 農林課技術課長補佐 村上 秀樹
	復興庁	宮城復興局主任専門調査官 大森 隆博 〃 主査 児玉 昌也
	国土交通省	国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官 鈴木 豪 東北地方整備局建政部計画・建設産業課長 片川 覚 〃 計画調整第一係長 戸嶋 嘉成
	農林水産省	林野庁森林整備部計画課森林調査技術専門官 寺田 宏 東北農政局農村計画部農村振興課長 清水 一教 〃 農村復興指導官 後藤 幸雄 東北森林管理局宮城北部森林管理署長 飯田 裕一
	学識経験者	東北工業大学教授 稲村 肇 宮城県森林審議会委員 川村 正司
	宮城県	土木部都市計画課技術課長補佐（総括担当） 藤田 仁 〃 復興まちづくり推進室長補佐（総括担当） 小林 和重 農林水産部農業振興課長 高瀬 修 〃 林業振興課技術参事兼課長 永井 隆暁 〃 森林整備課長 小杉 徳彦 環境生活部自然保護課長補佐（総括担当） 及川 淳 震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷 良哉

○協議内容

1 開 会（宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐）

- ・出席者紹介
- ・会議の公開・非公開についての報告：会議を公開で行うことを報告
- ・傍聴人への注意

2 議 事

石巻市復興整備協議会規約第7条により、石巻市長代理人の堀内復興政策部次長が議長となる。

（石巻市復興政策部次長 堀内）

石巻市復興整備計画（案）について、事務局から説明願います。

（石巻市事務局 復興政策部復興政策課長 岡）

【様式第2により説明】

（石巻市復興政策部次長 堀内）

ただ今、事務局から御説明申し上げました部分について、皆様から御意見、御質問はありませんか。

（出席者一同）

<意見、質問無し>

（石巻市復興政策部次長 堀内）

今回の石巻市復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、都市計画決定及び変更の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、都市計画決定及び変更について事務局から説明願います。

（石巻市事務局 復興事業部区画整理第二課長 木村）

【様式第2に添付する都市計画図書（土地区画整理事業関係）について説明】

（石巻市事務局 復興事業部基盤整備課長 近江）

【様式第2に添付する都市計画図書（都市計画道路事業関係）について説明】

（石巻市復興政策部次長 堀内）

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県都市計画課から補足することはございませんか。

（宮城県土木部都市計画課技術課長補佐 藤田）

特になし。

（石巻市復興政策部次長 堀内）

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今の事項のうち、「3・4・7大街道石巻港線」につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項の規定に基づき、国土交通大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北地方整備局建政部の片川 計画・建設産業課長様、いかがですか。

(東北地方整備局建政部計画・建設産業課長 片川)

計画に記載された事業について同意します。  
これを機に被災地の復興が進むことを期待いたします。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

では、この事項につきましては、国土交通大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、保安林の解除の手続きをワンストップ処理することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(石巻市事務局 復興事業部集団移転対策第一課技術課長補佐 大壁)

**【様式第6について説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県森林整備課から補足することはございませんか。

(宮城県森林整備部計画課森林調査技術専門官 寺田)

**【保安林の指定の解除に関する公告・縦覧を行い、意見書の提出はなかったことを補足説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、農地法第4条第1項・第5条第1項の農地転用許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明願います。

(石巻市事務局 産業部農林課技術課長補佐 村上)

**【様式第8について説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

この事項につきましては、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項の規定に基づき、土地利用方針に係る農林水産大臣の同意を得ることとなっておりますが、東北農政局農村計画部の清水 農村復興課長様、いかがですか。

(東北農政局農村計画部農村復興課長 清水)

計画に記載された事業の土地利用方針について異存ありません。  
予定通り進めていただきたいと存じます。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

では、この事項につきましては、農林水産大臣の同意をいただいたものといたします。

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、地域森林計画区域の変更の手続をワンストップ処理することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 産業部農林課技術課長補佐 村上)

**【様式第5について説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県林業復興課から補足することはございませんか。

(宮城県農林水産部林業復興課技術参事兼課長 永井)

**【地域森林計画区域の変更に関する公告・縦覧を行い、意見書の提出はなかったことを補足説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。  
宮城県森林審議会委員の川村様、いかがでしょうか。

(宮城県森林審議会委員 川村)

計画に記載された内容について、異存はありません。  
開発に係る防災対策に万全を期すようお願いいたします。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

続いて、東北森林管理局宮城北部森林管理署長の飯田様、いかがでしょうか。

(東北森林管理局宮城北部森林管理署長 飯田)

計画に記載された内容について、異存はありません。  
集団移転事業が進むよう、がんばってください。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

続いて、林野庁計画課の寺田様、いかがでしょうか。

(林野庁森林整備部計画課森林調査技術専門官 寺田)

計画に記載された内容について、異存はありません。

79ページ、大谷川浜地区の図面において、赤枠内の白い部分は、現在は木が生えていないということでしょうか。

(石巻市事務局 復興事業部集団移転対策第一課技術課長補佐 大壁)

はい。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第48条の規定に基づき、土地利用基本計画の変更の手続をワンストップ処理することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 復興事業部集団移転対策第一課技術課長補佐 大壁)

**【変更地域別概要について説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県地域復興支援課から補足することはございませんか。

(宮城県震災復興・企画部地域復興支援課長 熊谷)

特になし。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問を伺いたいと思います。  
東北工業大学教授の稲村様、いかがでしょうか。

(東北工業大学教授 稲村)

計画に記載された内容について、異存はありません。

社会的・地形的に厳しい地域であり、住民の方々が定着するよう特段の配慮をお願いいたします。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

続いて、国土交通省国土管理企画室の鈴木様、いかがでしょうか。

(国土政策局総合計画課国土管理企画室専門調査官 鈴木)

計画に記載された内容について、異存はありません。

公園特別地域のゾーニングの変更について、将来的に行う予定はあるのでしょうか。

(宮城県環境生活部自然保護課長補佐 及川)

本地域は将来的に三陸復興国立公園に含まれる可能性があると考えていますが、この区域をその指定から外すか否かに関しては、今後、個別に判断していくことになります。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

その他、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、開発許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 復興事業部集団移転対策第一課技術課長補佐 大壁)

**【様式第10及び概要を示す書類（設計説明書・土地利用計画図）について説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

次に、今回の復興整備計画では、東日本大震災復興特別区域法第49条第4項の規定に基づき、自然公園の行為許可の特例措置を適用することとしておりますが、この点について事務局から説明をお願いします。

(石巻市事務局 復興事業部集団移転対策第一課技術課長補佐 大壁)

**【様式第17について説明】**

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今、事務局から説明がありましたが、宮城県自然保護課から補足することはございませんでし

ようか。

(宮城県環境生活部自然保護課長 三坂)

【自然公園の行為許可に関する許可基準の特例告示について補足説明】

(石巻市復興政策部次長 堀内)

ただ今の説明について、皆様から御意見、御質問はございませんか。

(出席者一同)

<意見、質問無し>

(石巻市復興政策部次長 堀内)

最後に、今回の復興整備計画全体について、了承いただけますでしょうか。

(出席者一同)

異議なし。

(石巻市復興政策部次長 堀内)

では、今回の復興整備計画全体について了承されました。

以上で議事を終了いたします。

3 閉 会 (宮城県震災復興・企画部地域復興支援課副参事兼課長補佐)

## ○協議結果

- ・市街地開発事業（1地区：石巻市中央一丁目地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画決定について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：桃浦地区、寄磯浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく保安林の解除について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：寄磯浜地区、大谷川浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく地域森林計画区域の変更について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：寄磯浜地区、大谷川浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく土地利用基本計画の変更について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（3地区：福貴浦地区、大原浜地区、立浜地区）の区域にかかる土地利用方針について、東日本大震災復興特別区域法第49条第1項に基づく農林水産大臣の同意を得た。
- ・集団移転促進事業（5地区：桃浦地区、寄磯浜地区、大谷川浜地区、小島地区、唐桑地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく都市計画法の開発許可について協議会です承された。
- ・集団移転促進事業（2地区：寄磯浜地区、大谷川浜地区）の区域にかかる東日本大震災復興特別区域法第49条第4項に基づく自然公園の行為許可について協議会です承された。
- ・都市施設の整備に関する事業（2路線：大街道石巻港線・門脇稲井線）にかかる東日本大震災復興特別区域法第48条第1項に基づく都市計画道路の変更について協議会です承された。
- ・都市施設の整備に関する事業（1路線：大街道石巻港線）について、東日本大震災復興特別区域法第48条第2項に基づく国土交通大臣の同意を得た。